

第2次北谷町観光振興計画策定業務 仕様書

1 業務名

第2次北谷町観光振興計画策定業務

2 背景と業務の目的

北谷町では令和元年度に5年計画（令和元年度～令和5年度）である第1次北谷町観光振興計画（改訂版）（以下「現計画」という。）を策定した。しかしながら新型コロナウイルス感染症拡大による旅行者の新たな価値観、日常生活における思考・行動変容の顕著化や、物価高騰が与える観光産業への影響、観光人材不足に代表される観光関連事業者の経営課題など、観光産業を取り巻くあらゆる環境変化を捉えた新たな計画の策定及び計画に基づく施策の具現化が求められていると認識している。

令和6年度は、基礎調査及び現計画の評価・検証、及び第2次北谷町観光振興計画の方針案をとりまとめた。その令和6年度成果をベースとし、導入を検討している宿泊税との関係性も見据えた、新たな北谷町観光振興計画「第2次北谷町観光振興計画」の策定を目的とする。

3 業務期間

契約締結の日から令和8年3月6日（金）まで

4 第2次北谷町観光振興計画設定期間

令和8年4月1日から令和15年3月31日まで（7年間）

5 業務内容

（1）第2次北谷町観光振興計画の作成

①観光関連団体、観光関係事業者への聞き取り調査

令和6年度成果でとりまとめた第2次北谷町観光振興計画の方針案を基に、観光関連団体及び観光関係事業者へのヒヤリングを実施し、第2次北谷町観光振興計画に反映させること。

②計画の作成

令和6年度成果を基に、第2次北谷町観光振興計画、及びその概要版を作成すること。

※計画の範囲イメージ：現計画における観光振興ビジョンから基本施策まで。

（2）アクションプラン（事業体系図含む）の作成

計画に基づいたアクションプラン（事業体系図含む）を作成すること。作成にあたっては、実現可能性や重要性を鑑みた優先度などの視点で作成すること。

※アクションプランの範囲イメージ：現計画における施策メニューから主な取組内

容まで。

(3) 成果指標の設定

上記(1)②、(2)について、K G I、K P I 等を設定し、その管理手法について提案すること。

(4) 有識者会議等の運営支援

① 北谷町観光振興計画審議会

北谷町観光振興計画審議会に参加し、資料作成、説明、議事録等の運営支援を行うこと。開催回数は2回程度とすること。

② 庁内策定委員会（北谷町観光振興計画策定委員会）

庁内の策定委員会に参加し、資料作成、説明、議事録等の運営支援を行うこと。開催回数は3回程度とすること。

③ 庁内作業部会（北谷町観光振興計画策定委員会内に設置）

庁内の作業部会に参加し、資料作成、説明、議事録等の運営支援を行うこと。開催回数は2回程度とすること。

6 成果品

成果品は以下のとおり提出するものとし、明記されていない事項については北谷町と協議し決めることとする。

(1) 第2次北谷町観光振興計画 100部

※規格：A4版、表紙：コート紙フルカラー、本文：フルカラー

(2) 第2次北谷町観光振興計画（概要版） 100部

※規格：A4判、コート紙フルカラー

(3) アクションプラン 100部

※規格：A4判、普通紙フルカラー

(4) アンケートを実施した場合はその結果報告書 1部

(5) 上記(1)から(4)に係る電子媒体（PDF及びWord形式）

7 成果品の検査

本業務は、成果品の検査の合格をもって完了とする。また、完了後において瑕疵が発見された場合は、修正又は再作業を行うものとする。

8 打ち合わせ協議及び議事録管理

本業務が円滑に実施されるよう、業務の進捗状況や業務内容に関する打ち合わせを実施し、議事録の作成・提出を行うこと。

9 その他

(1) 本業務は沖縄振興特別推進市町村交付金を活用した事業となるため、事業実施にお

- ける証憑書類を求めることがある。その際は北谷町の指示に基づき対応するものとする。また、事業実施において発生した文書は、令和１２年度まで保存することとする。
- (2) 本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意すること。
- (3) 本契約に基づき作成された報告書等の成果物の所有権と著作権（著作権法第２１条～第２８条）は、北谷町に帰属する。
- ア 受託者は、北谷町に移転された当該成果品に関して、著作者人格権（著作権法１８条～２０条）を行使しないものとする。
- イ 上記アの規定にかかわらず、受託者が予め権利を有している著作物（以下「既存著作物」という）が当該成果品に組み込まれた場合は、既存著作物にかかる著作権は、受託者に留保されるものとする。この場合、受託者は、北谷町及び北谷町が当該成果品を提供した第三者に対し、無償・非独占の形で当該成果品を利用するために必要な範囲において、既存著作物の利用を許諾するとともに、既存著作物につき著作者人格権を行使しないものとする。
- ウ 上記アの規定にかかわらず、第三者が著作権を有している著作物（以下「第三者著作物」という）が当該成果品に組み込まれた場合は、第三者著作物にかかる著作権については、当該第三者に留保される。この場合、受託者は権利者から必要な利用許諾を得るものとする。
- (4) 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、北谷町と協議すること。